

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第25回 安全保障（2）

#### 3. 平和的生存権

- ・ 前文2項の文言を根拠に、平和を享受する権利を新しい人権として認めるべきであるとの主張もある（長沼ナイキ訴訟札幌地裁判決（札幌地判昭和48年9月7判時712号24頁）、イラク派遣違憲訴訟名古屋高裁判決（名古屋高判平成20年4月17日判時2056号74頁）参照）が、そもそも前文は裁判規範ではなく、また、平和的生存権の主体・内容・性質などが不明確であるので、これに具体的な法的権利性を認めることはできない。

#### 4. 日米安全保障体制

- ・ 日米安全保障条約<sup>\*1</sup>は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない（砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁））。

#### 5. わが国の国際貢献

- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍（国際連合憲章43条）には参加できないが、国際平和協力法<sup>\*2</sup>に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1) 国際連合平和維持活動への協力、(2) 国際連携平和安全活動への協力、(3) 人道的な国際救援活動への協力、(4) 国際的な選挙監視活動への協力の4つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則<sup>\*3</sup>に従って活動を行うべきことを定めている。

\*1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

\*2 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

\*3 (1) 停戦合意が存在すること、(2) 受入国などの同意が存在すること、(3) 中立性が保たれていること、(4) 要件が満たされなくなった場合には派遣を中断又は終了すること、(5) 武器の使用は必要最小限度とすること

## Quiz

Q25 憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 憲法第9条第2項が保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力に限られず、我が国との安全保障条約に基づき我が国に駐留する外国の軍隊も、我が国の要請に応じて武力を行使する可能性があるので、同項の戦力に該当し得る。
- イ. 憲法前文が定める平和的生存権は、憲法第9条及び第3章の規定によって具体化され、裁判規範として現実的・個別的内容を持つものであるから、森林法上の保安林指定の解除処分が自衛隊の基地の建設を目的とするものである場合、周辺の住民は、同処分の取消訴訟において、平和的生存権の侵害のおそれを根拠として原告適格を有する。
- ウ. 国が自衛隊の用地を取得するために私人と締結した土地売買契約は、当該契約が実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法第9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるに過ぎない。